

# 誘導施策

まちづくりの目標の実現に向けて、都市機能の利便性の向上などを図るため、取組方針に基づいて、関連する分野と連携しながら各種施策を展開していきます。

取組方針	主な施策	取組方針	主な施策
<b>方針1-1:</b> 魅力のある住環境づくり	・東部住宅団地の住宅用地供給(居) ・木造住宅耐震化の推進(居) …など	<b>方針2-1:</b> 利便性が高く快適な環境づくり	・商業拠点の整備(都) ・公園緑地の管理(居) ・介護保険サービスの基盤整備(居) …など
<b>方針1-2:</b> 働く世代が暮らしやすい環境づくり	・移住者への支援(居) ・保健サービス全般(居) ・勤労者福祉の充実(居) ・子育て支援の充実(居) …など	<b>方針2-2:</b> 誰もが自由に移動できる環境づくり	・交通環境の整備(居・都) ・歩行者空間のバリアフリーの推進(居) …など
<b>方針1-3:</b> 町内外の交流を促進する環境づくり	・商業拠点の整備(都) ・スポーツイベントの実施(居) ・川せがき等のイベントの実施(居) …など	<b>方針2-3:</b> 安心して暮らすことのできる環境づくり	・防災体制の強化(居) ・防災意識の高揚(居) ・災害用備蓄物資の確保(居) …など

※(居)：居住誘導に係る施策、(都)：都市機能誘導に係る施策

# 成果目標

成果目標として【居住】、【移動】、【生活利便性】に関わる4つの指標を設定します。

成果目標				現状値	目標値 (概ね10年後)
1	居住	居住誘導区域内の人口密度	居住誘導区域における人口密度	21.5人/ha (平成27年実績値)	現状値以上
2	移動	広域公共路線バスの利用者数	館林都市圏及び大泉・太田方面を結ぶ広域公共路線バスの利用者数	89,094人 (令和元年度実績値)	現状値以上
3	生活利便性	商業サービスの施設数	都市機能誘導区域内に立地する商業施設(1000㎡以上)の数	2施設	4施設
4	生活利便性	医療サービスの施設数	都市機能誘導区域内に立地する医療施設(診療所)の数	1施設	1施設

# 計画の評価、見直しの方針

計画の進行については、PDCAサイクルに基づいた進捗管理を行い、効率的に推進していきます。  
また、おおむね5年ごとに計画の進捗状況の検証及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。



# 概要版

# 千代田町立地適正化計画

令和3年

## 立地適正化計画の概要

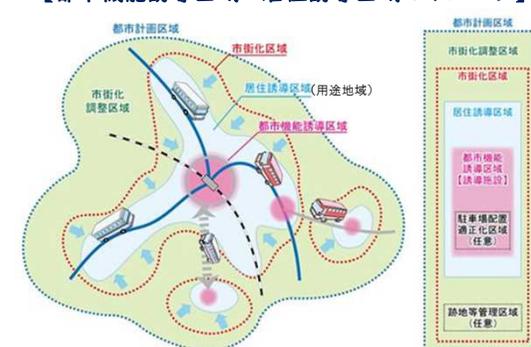
### ■ 計画策定の背景

日本各地において、人口減少や少子高齢化の進行によるまちの活力の低下、市街地の拡散による財政負担の増加などが進行しています。この課題に対応するため2014年(平成26年)に都市再生特別措置法が改正され、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク型のまちづくりを推進するための「立地適正化計画制度」が創設されました。  
本町においても、人口減少や少子高齢化が急速に進行しており、これらの社会情勢を踏まえながら、持続的で効率的なまちづくりを進めていくことが必要です。

### ■ 立地適正化計画とは

立地適正化計画(以下、「本計画」といいます。)は、今後の急激な人口減少や高齢化が進展する社会に対応し、コンパクトなまちづくりを実現するための計画です。  
本計画は、町全域を対象とし、居住誘導区域と都市機能誘導区域、各区域への居住や都市機能の誘導に向けた具体的な施策を定めています。  
計画策定年である令和3年から概ね20年後の令和22年を目標年次とします。

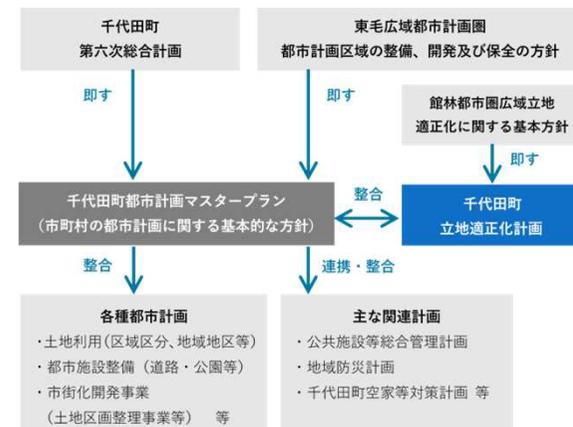
【都市機能誘導区域・居住誘導区域のイメージ】



**都市機能誘導区域**：医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域  
**居住誘導区域**：人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域  
**誘導施設**：都市機能誘導区域ごとに定める、立地を誘導すべき都市機能増進施設

### ■ 計画の位置付け

本計画は、「千代田町第六次総合計画」や群馬県が定める「東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針」に即すとともに、「千代田町都市計画マスタープラン」との整合を図りつつ、「千代田町まち・ひと・しごと創生 千代田町総合戦略」などの関連計画を踏まえています。



# 立地適正化に関する基本方針

## ■ 本町の課題

- 町が持続可能な人口規模の維持
- 町内で従業する人々が暮らしやすい環境づくり
- 生活スタイルに合わせた移動を確保できる環境づくり
- 館林都市圏商業拠点としての機能の維持と拡充
- ハード・ソフト両面からの対策による防災・減災機能の強化
- 効率的な都市運営  
...など

## ■ 目標と都市づくりの方針

**目標 1：《定住・移住》**  
住みたくなる魅力を高めるまちづくり

定住を促すとともに、働く世代を中心とした新たな移住者を受け入れるための住環境づくりを行います。また、定住・移住につなげるまちの魅力を高め、交流を通じて移住者が地域に溶け込める環境整備を推進します。

方針 1-1：  
魅力のある住環境づくり

方針 1-2：  
働く世代が暮らしやすい環境づくり

方針 1-3：  
町内外の交流を促進する環境づくり

**目標 2：《安全・安心》**  
誰もが安心して住み続けられるまちづくり

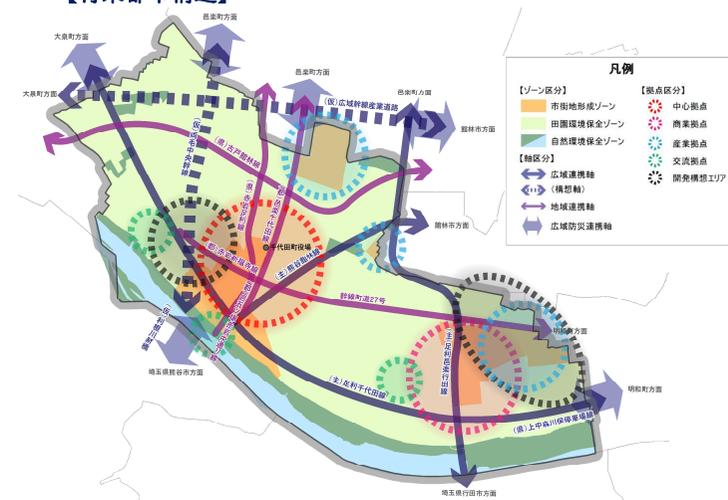
誰もが日常生活に不便を感じることなく、快適に都市サービスを楽しみ、自由に移動でき、災害に対する安全・安心が確保されたまちを目指します。

方針 2-1：  
利便性が高く快適な環境づくり

方針 2-2：  
誰もが自由に移動できる環境づくり

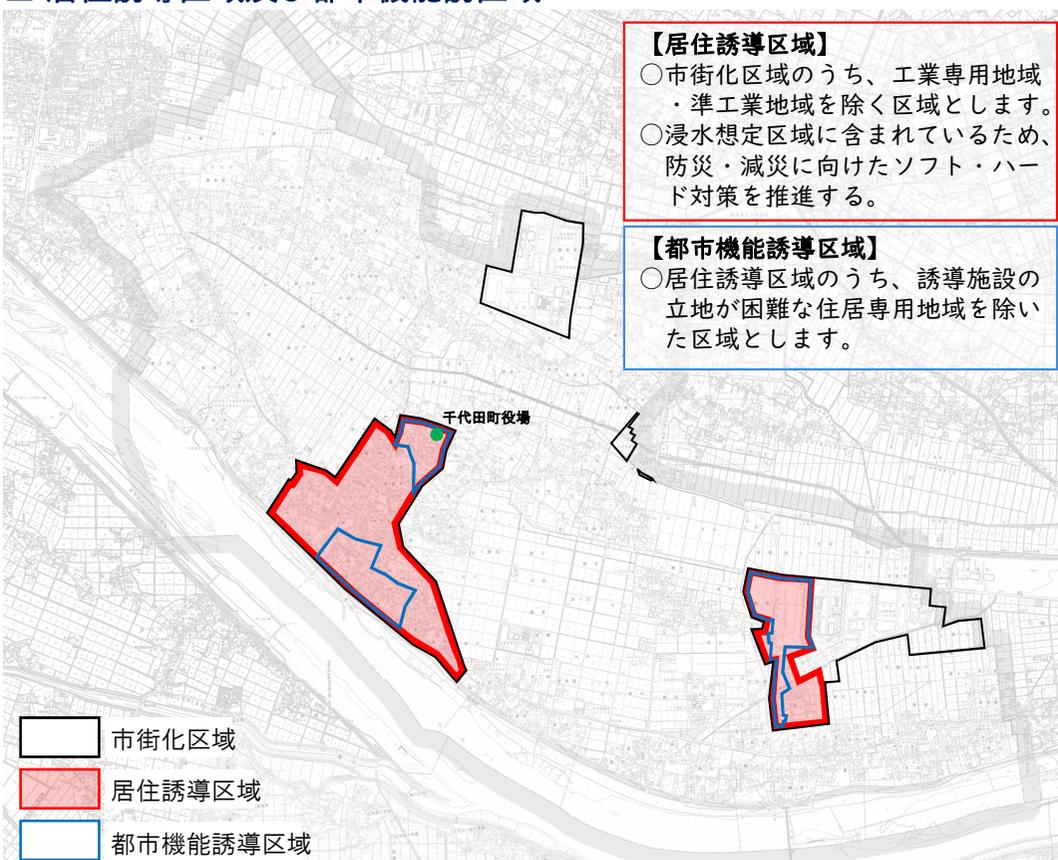
方針 2-3：  
安心して暮らすことのできる環境づくり

【将来都市構造】



## 誘導区域及び誘導施設

### ■ 居住誘導区域及び都市機能誘区域



### ■ 誘導施設

誘導施設として以下の施設を位置付け、施設単独での整備のほか、他の施設との複合化による整備なども検討していきます。また、浸水想定区域に含まれるため、誘導施設に防災・減災対策に資する機能を付加することに努めるものとします。

都市機能	対象施設	方針	施設の定義等
商業機能	商業施設	維持・誘導	店舗の床面積が1,000㎡を超える商業施設
医療機能	診療所	維持	病床を持たないものまたは19床以下のもの（医療法）
文化施設	地域交流施設	誘導	町内外の人が休憩・団らん・イベント等を通じ、コミュニティに参加することが可能なスペースを有する施設（図書館・文化ホール）

### 届出制度

都市機能誘導区域内外、または居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合は、町長への届け出が必要となります。

	届出対象	
	開発行為	建築等行為
居住誘導区域外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li> <li>○1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3戸以上の住宅を新築しようとする場合</li> <li>○人の居住の用に供する建築物として、条例で定められたものを新築しようとする場合</li> <li>○建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等とする場合</li> </ul>
都市機能誘導区域外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</li> <li>○建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合</li> <li>○建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul>
都市機能誘導区域内	<p>届出対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○誘導施設として位置づけられている施設を休止または廃止しようとする場合</li> </ul>	